答 弁 第 一 五 号昭和五十八年三月二十九日受領

内閣衆質九八第一五号

昭和五十八年三月二十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福 田 一殿

衆議院議員勝間田 清 君提出: 地方自治法第二百九十四条における財産区の 権能に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

(質問の 一五)

衆 議 院 議 員 勝 間 田 清 -- 君 提 出 地 方自 治法第 百 九十四 条 に お け る 財 産 区 \mathcal{O} 権 能 に関

する質問に対する答弁書

一及び二について

財 産 区 が 新 たに 取得することができる財産は、 当該 財 産 区 0 本 来 0 目的 及び: 性 格 から 許され

る 範 囲 内 0) ŧ 0 で な け れ ば なら な 7 が 当 該 財 産 区 が 交換 l ようとす んる財産 又 は 当 該 財 産 区 が

処 分 L た 財 産 と 同 種 類 \mathcal{O} 財 産 に 限 5 れ る わ け で は な \ \ •

三について

財 産 区 は、 当 該 財 産 X \mathcal{O} 本 来 \mathcal{O} 目 的 及 び 性 格 に 反 L な 1 限 り、 当 該 財 産区 が 有 す る財 産 \mathcal{O} 管

理 又 は 処 分に より生じ た現金をも つて 財 産 を取得することができる。

右答弁する。